

高齢者世帯の 経済状況

—収入・支出と資産保有



経済調査部門 石川 達哉／櫛 浩一

ishikawa@nli-research.co.jp/haji@nli-research.co.jp

1——はじめに

本レポートでは、老後生活を支える公的年金などの社会保障制度を考えるための土台となる高齢者世帯の経済状況を概観する。高齢者と一口に言っても実際には多様であり、後に述べるように、世帯主が若い層よりも高齢者のいる世帯の方が世帯による経済力の差も大きい。ここでは公的年金制度で議論のモデルケースとして取り上げられることの多い、夫婦だけからなる高齢者の世帯を中心に、収入、支出、資産の面から現状を見ていきたい。

2——標準的な高齢者世帯の経済状況

1 | 高齢者世帯における標準型としての夫婦無職世帯

「国民生活基礎調査」によれば、2007年時点で、65歳以上の高齢者がいる世帯は、世帯総数4802.7万世帯の40.1%に相当する1925.9万世帯にも及んでいる。ひとくちに、高齢者がいる世帯といっても家族構成には様々な形態がある。夫婦世帯（29.0%）と単身世帯（22.5%）をはじめとして65歳以上の者が世帯主となっているケー

スは、全体の79.9%を占めている。逆に、自分のこどもなどが世帯主となっている世帯に高齢者が含まれているケースは20.1%にとどまっている（図表-1）。

〔図表-1〕 65歳以上の者がいる世帯（2007年）

世帯総数	4802.7万	
65歳以上の者のいる世帯	1925.9	(100.0%)
世帯主65歳以上の世帯	1538.8	(79.9%)
単身世帯	432.5	(22.5%)
二人以上世帯	1106.3	(57.4%)
夫婦のみの世帯	558.5	(29.0%)
夫婦ともに65歳以上の世帯	439.1	(22.8%)
夫婦と未婚の子のみの世帯	208.6	(10.8%)
三世帯世帯	136.3	(7.1%)
その他	202.9	(10.5%)
世帯主65歳未満の世帯	387.1	(20.1%)

（資料）厚生労働省「国民生活基礎調査」に基づいて作成

また、世帯主65歳以上の世帯には総数2757.6万人の高齢者（65歳以上の者）がいるが、配偶者がいない者は33.9%に当たり、その内訳は、未婚3.4%、離婚4.1%、死別26.4%となっている。したがって、現在の単身高齢者に限れば、従前は夫婦世帯だったが、夫婦の一方が死亡したことによって単身化したケースがかなりの割合を占めていると考えられる。男女間の平均寿命の差から、今後も女性を中心に高齢者の単身世帯の比率が高まっていくことが予想される。

〔図表-2〕 世帯主65歳以上世帯に占める無職世帯（2007年）

世帯主65歳以上世帯に占める無職世帯	76.3
単身世帯に占める無職世帯	88.0
二人以上世帯に占める無職世帯	70.3
高齢夫婦世帯に占める無職世帯	75.7

（注）単位：%

（資料）総務省「家計調査」に基づいて作成

「高齢夫婦世帯」と呼ばれる夫65歳以上、妻60歳以上の2人世帯においては、「無職世帯（世帯主が無職の世帯）」が75.7%を占めており（図表-2）、配偶者を含めた平均有業人員は0.05人であるから、配偶者が有業の世帯の割合は5%、

残り95%は夫婦ともに無業（無職）の世帯ということになる。従って、高齢者世帯において標準的な世帯と言えるのは、夫婦世帯かつ無職世帯である。配偶者と死別するまで夫婦2人の生活を送っていた単身者は、夫婦世帯だった時の保有資産を引き継いでいるはずである。そうした単身世帯も、経済的には夫婦世帯に準ずる世帯とみなせるだろう。ただし、男女ともに生涯未婚率が上昇しており、初めから単身であった高齢者の世帯が増加していることには注意すべきであろう。

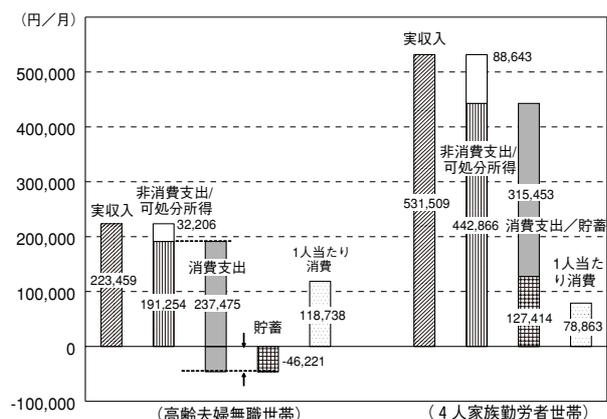
以下では、高齢者の標準的な世帯と言える、高齢夫婦無職世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦世帯で世帯主が無職の世帯）の経済状況について、収入・支出と保有資産がどのような構造を持ち、現役期の世帯と比べてどのような特徴を持っているかを分析する。現役期の世帯としては、世帯主60歳未満の勤労者世帯、特に、夫か妻の一方のみが働く夫婦と子供からなる4人家族世帯を比較対象に据える。

一般に、家計の収入は、勤め先収入、事業・内職収入のほか、公的年金などの社会保障給付、金融資産から生ずる利子・配当（財産収入）などに大別されるが、公的年金給付が高齢夫婦無職世帯の主たる収入となることは容易に推察される。しかし、こどもが世帯主の世帯にいる高齢者も公的年金を受給しているから、高齢者世帯に対比させる現役期の世帯という意味では、世帯主が60歳未満というだけでなく、世帯内に高齢者がいない世帯のデータであることが望ましい。また、所得と支出は世帯人員や有業人員に大きく影響されるため、それらを固定したうえで比較でなければ、高齢夫婦無職世帯の特徴を正確に把握することができない。世帯主60歳未満かつ有業者1人の4人家族勤労者世帯を比較対象世帯としたのはこれらの理由からである。

図表-3は、引退後の家計と現役期の家計をそ

れぞれ代表する2タイプの世帯について、収入と支出の全体像を1カ月当たりの平均値で示したものである。このうち、高齢夫婦無職世帯の実収入は22.3万円、手取り分である可処分所得は19.1万円、消費は23.7万円である。可処分所得と消費の差である貯蓄はマイナス4.6万円であり、この不足額は資産の取崩しで賄われている。

[図表-3] 高齢夫婦無職世帯と4人家族勤労者世帯の収入・所得と消費・貯蓄の関係(2007年)



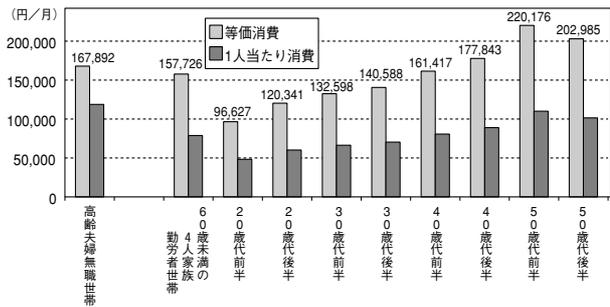
(注) 当レポートの「貯蓄」とは原統計における「黒字」を指す
4人家族勤労者世帯の世帯主は60歳未満（以後も同様）
(資料) 総務省「家計調査」に基づいて作成

図から明らかなように、これらの項目の絶対額は、60歳未満の4人家族勤労者世帯と比べて小さいが、両世帯の間に著しい格差があるのは、収入や可処分所得に関してである。実収入から税・社会保険料等（非消費支出）を控除した可処分所得は、高齢夫婦無職世帯の水準は4人家族勤労者世帯の半分にも満たないが、消費支出の水準は75%と、格差は大幅に縮小する。そして、世帯消費額をそれぞれの世帯人員である2人と4人で除した「1人当たり消費」で見ると、高齢夫婦無職世帯の11.9万円に対して、4人家族勤労者世帯は7.9万円と両者の大小関係は逆転する。

生活水準や生活の質を測る経済的な指標として適切なのは、世帯全体の消費額よりも1人当たり消費額の方である。もちろん、世帯人員が多いほど規模効果で消費が節約され、結果としての1人当たり消費が小さくなる傾向があるので、

単純に1人当りに換算することにも問題がある。そうした性質も含めて世帯人員の違いを調整する指標として、世帯消費を世帯人員の平方根で除した「等価消費」という概念があり、この「等価消費」で比較した場合でも、高齢夫婦無職世帯の消費水準は低くない。

【図表-4】 年齢階層別の4人家族勤労者世帯と高齢夫婦無職世帯の等価消費（2007年）



(資料) 総務省「家計調査」に基づいて作成

高齢夫婦無職世帯の「等価消費」は16.8万円であり、50歳代の勤労者世帯の水準は下回っているものの、40歳代とほぼ同程度である。世帯主が50歳代の場合、こどもが大学生や高校生であることが多く、1世帯当たりの教育費が他の年齢階層より4万円以上も大きいことを考慮に入れば、高齢夫婦無職世帯が豊かだとは言えなくても、生活の質は決して低くないと言える。このように、経済状況、特に生活水準に直結する所得と消費に関しては、表面的な数字だけで単純には論じられないことは明らかである。そこで、収入と支出の内訳について、以下で更に詳しく見ることにする。

2 | 高齢夫婦無職世帯の収入の内訳

高齢夫婦無職世帯においては、月額20.7万円の公的年金給付が実収入の92.4%を占めており、4人家族勤労者世帯において世帯主の勤め先収入が97.3%を占めていることと好対照をなしている。2004年度の公的年金制度改正の際は、片方のみが働く夫婦が老後に受け取る「モデル年金

額」は23.3万円とされたが、ここでの平均受給額はそれより2.6万円少ない20.7万円にとどまっている。また、この金額は上で述べた勤め先収入の40%に相当する。

【図表-5】 高齢夫婦無職世帯と4人家族勤労者世帯の実収入内訳（2007年）

	金額 (円/月)		構成比 (%)	
	高齢夫婦無職世帯	4人家族勤労者世帯	高齢夫婦無職世帯	4人家族勤労者世帯
実収入	223,459	531,509	100.0	100.0
経常収入	217,631	522,436	97.4	98.3
勤め先収入	2,678	517,192	1.2	97.3
世帯主収入	0	517,192	0.0	97.3
世帯主の配偶者の収入	2,678	0	1.2	0.0
他の世帯員収入	0	0	0.0	0.0
事業・内職収入	3,483	544	1.6	0.1
家賃収入	1,544	448	0.7	0.1
他の事業収入	127	2	0.1	0.0
内職収入	1,811	95	0.8	0.0
財産収入	3,337	114	1.5	0.0
社会保障給付	207,574	4,130	92.9	0.8
公的年金給付	206,567	46	92.4	0.0
他の社会保障給付	1,006	4,082	0.5	0.8
仕送り金	560	455	0.3	0.1
特別収入	5,828	9,073	2.6	1.7
受贈金	2,948	5,702	1.3	1.1
その他	2,880	3,372	1.3	0.6

(資料) 総務省「家計調査」に基づいて作成

他方、無職の世帯主の代わりに配偶者がパートタイム労働から得る収入や内職・事業収入、財産収入（利子・配当）、こどもからの仕送り金や受贈金は、平均値としてはいずれも4000円に満たない。このように、公的年金以外の収入は、公的年金に遠く及ばない。

厚生労働省が最近公表した「高齢期における社会保障に関する意識等調査報告書」によると、個人の意識のうえでも、「老後生活を支える主な収入源として一番頼りにしているのは公的年金収入、2番目に頼りにしているのは貯蓄（金融資産）または退職金の取崩し」という組み合わせが一番多く、就労による収入、財産収入、親族からの援助・仕送りが頼りにされる優先度は低い。このように個人の意識と「家計調査」から確認できる現実の選択との間に食い違いは見られない。

3 | 高齢夫婦無職世帯の支出の内訳

家計の支出には、消費支出のほかに所得税・住民税と社会保険料（個人負担分）などの非消費支出があり、収入から非消費支出を控除した残余が可処分所得、可処分所得から消費支出を控除した残余が貯蓄という関係が成り立っている。

〔図表-6〕 高齢夫婦無職世帯と4人家族勤労者世帯の非消費支出の内訳（2007年）

	金額（円/月）		実収入比（%）	
	高齢夫婦無職世帯	4人家族勤労者世帯	高齢夫婦無職世帯	4人家族勤労者世帯
実収入	223,459	531,509		
非消費支出	32,206	88,643	14.4	16.7
直接税	15,121	40,592	6.8	7.6
勤労所得税	43	17,488	0.0	3.3
個人住民税	5,093	16,435	2.3	3.1
他の税	9,985	6,669	4.5	1.3
社会保険料	17,048	47,934	7.6	9.0
公的年金保険料	368	29,193	0.2	5.5
健康保険料	11,505	15,222	5.1	2.9
介護保険料	5,173	1,142	2.3	0.2
他の社会保険料	2	2,377	0.0	0.4
他の非消費支出	36	116	0.0	0.0
（備考）持家率（%）	89.5	65.8		

（資料）総務省「家計調査」に基づいて作成

図表-6は、そのうちの非消費支出の内訳を示したものである。これを見ると、高齢夫婦無職世帯の非消費支出は総額3.2万円と4人家族勤労者世帯のその36%に過ぎない。相対的に金額が大きい項目を挙げると、健康保険料、所得税・住民税以外の税、介護保険料、住民税の順であるが、金額は0.5～1.2万円の間にとどまっている。このうち、所得税・住民税以外の税とは、主として、固定資産税とみられ、4人家族勤労者世帯の金額との差も持家率の差に対応している。また、住民税の方が所得税より大きいのは、所得税の課税最低限に達していない世帯が多いためと考えられる。

図表-7は、消費支出を10種類の用途に分類した際の内訳を示したものである。費目によっては、年齢固有の要因が働く可能性があるため、4人家族勤労者世帯を年齢階層別に分けて高齢夫婦無職世帯と比較した。食費や光熱水道費には、

定額部分や世帯規模の経済効果が働く部分があるため、消費総額に占める割合については、夫婦世帯の数字が高めになる可能性がある。それでも、勤労者世帯との差は最大でも4%であり、絶対額の差も小さい。家具・家事用品に関しては、更に差が小さく、個別の品目毎に見た場合でさえも高齢者世帯の特徴が見当たらないほどである。

〔図表-7〕 高齢夫婦無職世帯と4人家族勤労者世帯の用途類別の消費支出内訳（2007年）

	金額（円/月）					
	高齢夫婦無職世帯	4人家族勤労者世帯				
		～29歳	30～39	40～49	50～59	
消費支出	237,475	315,453	235,681	275,520	335,284	430,675
食料	58,092	69,456	49,624	60,003	76,818	88,370
住居	15,342	19,664	23,033	22,451	17,359	17,100
光熱・水道	18,681	20,901	19,450	18,525	22,105	25,984
家具・家事用品	8,674	9,547	9,052	8,848	9,417	12,829
被服及び履物	7,916	15,384	10,950	13,182	17,554	18,538
保健医療	16,396	11,538	12,418	11,086	11,713	11,747
交通・通信	22,256	43,762	36,144	42,916	41,511	57,031
教育	2	32,451	13,322	17,545	36,820	79,264
教養娯楽	27,524	38,217	22,559	33,301	46,102	37,026
その他の消費支出	62,593	54,533	39,131	47,664	55,886	82,785

	消費支出に占める割合（%）					
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
消費支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料	24.5	22.0	21.1	21.8	22.9	20.5
住居	6.5	6.2	9.8	8.1	5.2	4.0
光熱・水道	7.9	6.6	8.3	6.7	6.6	6.0
家具・家事用品	3.7	3.0	3.8	3.2	2.8	3.0
被服及び履物	3.3	4.9	4.6	4.8	5.2	4.3
保健医療	6.9	3.7	5.3	4.0	3.5	2.7
交通・通信	9.4	13.9	15.3	15.6	12.4	13.2
教育	0.0	10.3	5.7	6.4	11.0	18.4
教養娯楽	11.6	12.1	9.6	12.1	13.8	8.6
その他の消費支出	26.4	17.3	16.6	17.3	16.7	19.2

（資料）総務省「家計調査」に基づいて作成

一方、住居費のうち、家賃に関しては、年齢が高くなるにつれて持家率が高くなって借家世帯の割合が低下するため、持家世帯も含まれる一世帯当たりの支出額は小さくなる。消費総額に占める割合に関して、高齢夫婦無職世帯の数字が特に低い費目は交通・通信と教育である。前者は現役世代と比べれば、自動車関連の支出が少なく、携帯電話やインターネットなどの利用が少ないことを反映したものだろう。また、高齢夫婦のみの世帯では子供が独立しており、教育は終了していることが多いことを反映したものと考えられる。

また、構成割合と金額のいずれもが大きいのは、保健医療とその他の消費であり、その理由と具体的な品目については以下で述べる。

【図表-8】 高齢夫婦無職世帯固有の傾向が見られる個別品目の消費額（2007年）

	金額（円/月）					
	高齢夫婦無職世帯		4人家族勤労者世帯			
			～29歳	30～39	40～49	50～59
相対的に大きい金額						
工事その他のサービス（住居）	7,487	2,081	551	1,446	1,799	5,964
保健医療サービス（保健医療）	10,378	7,101	6,687	6,771	7,533	6,775
パック旅行費（教養娯楽）	6,656	2,827	1,314	2,219	3,814	2,502
贈与金（その他）	20,812	5,639	4,155	5,230	5,261	9,311
相対的に小さい金額						
一般外食（食料）	6,457	12,700	8,985	11,794	14,086	13,239
自動車等維持（交通・通信）	9,782	16,847	16,888	17,638	15,570	18,056
通信（交通・通信）	6,204	14,348	15,357	13,210	14,168	18,384
補習教育（教育）	0	7,243	150	2,463	11,005	15,023
用途不明のこづかい（その他）	7,240	17,051	8,999	15,875	16,867	26,076

（注） 高齢夫婦無職世帯の支出額が3000円以上大きい（小さい）品目を抽出した

（資料） 総務省「家計調査」に基づいて作成

図表-8に示すとおり、個々の品目レベルで見ると、60歳未満の4人家族勤労者世帯の平均と比べて高齢夫婦無職世帯の消費額が3000円以上大きいのは持家の補修費用、保健医療サービス、パック旅行費、贈与金である。住居費に属する品目のうち持家の補修費用が多いのは、世帯主の年齢が高くなるほど持家率が高く、また持家を取得してからの経過年数も長くなるので、補修のコストが大きくなるからである。保健医療サービスの主たる部分は、公的医療保険を利用して診察や治療を受けた際の自己負担部分であり、病気の頻度が高い高齢者の支出額は当然大きくなる。

興味深いのは、勤労者世帯の平均と比べて、高齢夫婦世帯の一般外食、自動車等維持費、通信費が際立って（3000円以上）小さい一方で、パック旅行費と贈与金が際立って（3000円以上）大きいという事実である。無職の高齢者世帯は

仕事から引退しているので、仕事を抱えている60歳未満の世帯に比べて余暇時間が多いことが、時間消費型の旅行関連支出の多さに現れているのであろう。子・孫や知人への慶弔金を中心に交際費を使うなど、対外、対人関係は対象を絞って大きな費用をかけていると言える。

パック旅行費と贈与金は、各種品目のうち、支出額をゼロにした場合でも生活に支障をきたさないという意味で、なしで済ませられる支出の最上位に位置するものである。この2つをゼロにただけで、消費額は2.7万円減り、貯蓄のマイナス幅も1.9万円にまで縮小する。逆に言えば、現実の消費額23.7万円に対応する負の貯蓄額4.6万円という水準は、支出を切り詰められなくて生じた結果というより、保有している資産額から可能な取崩しの金額を選択した結果である可能性が高い。こうした観点からも、支出を賄えるだけの所得がないということだけでは、高齢夫婦無職世帯の生活は、必ずしも経済的に貧しいものとは言えないだろう。

4 | 高齢夫婦無職世帯による資産の取崩し行動と資産・負債の構造

前述のとおり、高齢夫婦無職世帯は可処分所得を上回る消費を行っているため、貯蓄（＝可処分所得－消費）額はマイナスの値となり、この不足額を保有資産の取崩しによって調達している。

そして、現役世代の貯蓄率が大きなプラスの値（28.8%）となっているのは、無職の高齢者世帯の貯蓄率がマイナス（-24.2%）であることと表裏をなすものである。現役の勤労者世帯が老後に取崩すことのできる資産を蓄えることが、プラスの貯蓄率にほかならないからである。

今でも、日本の高齢者は多額の年金をもらっても貯蓄するだけで消費には使わないと言われることがあるが、誤解である。

〔図表－9〕 高齢夫婦無職世帯と4人家族勤労者世帯における消費と貯蓄の配分（2007年）

	金額（円/月）					
	高齢夫婦無職世帯	4人家族勤労者世帯				
		～29歳	30～39	40～49	50～59	
実収入	223,459	531,509	348,104	468,339	595,234	633,848
非消費支出	32,206	88,643	42,986	67,180	108,643	120,125
可処分所得	191,254	442,866	305,117	401,159	486,591	513,723
消費支出	237,475	315,453	235,681	275,520	335,284	430,675
貯蓄	-46,221	127,414	69,436	125,639	151,307	83,049
消費性向(%)	124.2	71.2	77.2	68.7	68.9	83.8
貯蓄率(%)	-24.2	28.8	22.8	31.3	31.1	16.2

（注）消費性向＝消費÷可処分所得、貯蓄率＝貯蓄÷可処分所得
（資料）総務省「家計調査」に基づいて作成

〔図表－10〕 高齢夫婦無職世帯による不足資金調達の内訳（2007年）

	円/月	(万円/年)
①貯蓄	-46,221	(-55.4)
②消費に不足する資金	46,221	(55.4)
③金融資産取崩し	41,246	(49.4)
預貯金取崩し	36,037	(43.2)
私的年金の受取(積立金取崩し)	14,351	(17.2)
私的保険の積立金取崩し	-9,509	(-11.4)
他の金融資産の積立金取崩し	367	(0.4)
④借入増加	-1,158	(-1.3)
住宅ローン増加	-2,839	(-3.4)
他のローン増加	1,681	(2.0)
⑤実物資産等取崩し	6,132	(7.3)

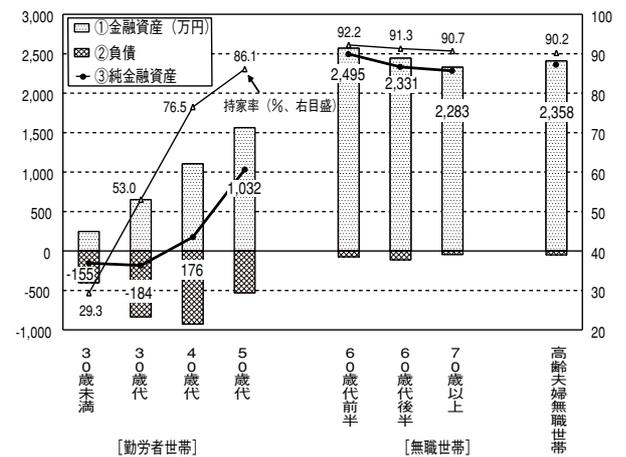
（注）①×(-1)＝②＝③+④+⑤
③、⑤の負値は資産増しを、④の負値は負債減少を示す
（資料）総務省「家計調査」に基づいて作成

論理的には、消費に不足する資金（1カ月4.6万円、年間55.4万円）の調達方法には、金融資産の取崩し、負債の増加、実物資産の取崩し（住宅・土地の売却）の3つがある。しかし、図表－10に示すとおり、実際に行われているのは、主として、金融資産の取崩し（49.4万円/年）である。高齢期の選択としては妥当と言えるが、負債はむしろ減少しており、不足額拡大要因となっている。また、実物資産の取崩しはわずかである。これは、住宅・土地を少しだけ切り売りしているというより、売却した世帯の割合がきわめて低いことを反映したものである。

次に、実際の金融資産と負債の保有残高を示すのが、図表－11である。60歳未満勤労者世帯と60歳以上無職世帯における年齢階層別データを併せて見ると、純金融資産残高（金融資産残高－負債残高）は、年齢が高くなるにつれて増

加し、60～64歳にピークに達する。その後は、逆に年齢とともに純金融資産残高は減少する。残高に関する数値ではないが、住宅・土地資産を保有している世帯の割合、すなわち持家率に関しても、同様の年齢パターンが観察される。このように、ストックデータからも、老後に備えて現役期に資産を蓄積し、引退後に取崩すという家計の選択行動が裏付けられる。

〔図表－11〕 年齢階層別純金融資産残高（2007年）



（注）高齢夫婦無職世帯以外の世帯人員は統一されていない。
40歳未満の勤労者世帯の純金融資産が負であるのは、持家取得時の住宅ローン利用の影響が大きい。
（資料）総務省「家計調査」に基づいて作成

高齢夫婦無職世帯の純金融資産残高は2358万円であり、消費者物価や公的年金給付額、金利の変化がなければ、負の貯蓄と同額の年間55.4万円のペースを続けるとして、計算上は42年間の取崩しが可能である。65歳時点の平均余命は男性18.6年、女性23.6年であるから、平均値では、余裕を持って不足資金分を生涯カバーできることになる。また、現実の消費額とは別に不時の出費などのために1000万円を残す場合でも、24年間取崩しが可能である。

つまり、平均値に基づいて議論する限り、現在の高齢夫婦無職世帯の保有資産額は十分なものである。むしろ、自分たちの人生をより楽しめるように、結果的に残る遺産の金額を圧縮して、合理的なペースで保有資産を取崩すことも

含めて、保有資産を有効活用することが重要だと言えるであろう。現状は取崩す資産の大半が金融資産であるが、図表-12に示すとおり、高齢者世帯は金融資産額を上回る金額の住宅・土地資産を保有している。

【図表-12】 実物資産を含めた高齢者世帯の正味資産保有額（2004年）

正味資産（万円）	5,679
(+) 金融資産残高	2,179
預貯金	1,414
私的年金	62
私的保険	370
他の金融資産	333
(-) 負債残高	209
(+) 住宅・土地資産額	3,709

(注) 世帯主65歳以上の2人以上世帯。世帯主が無職以外の場合や、夫婦以外の世帯員がいる場合も含む
 (資料) 総務省「全国消費実態調査」に基づいて作成

日本の中古住宅が海外と比べて流通頻度が低いことは、高齢者がこれまで持家を取崩す資産の対象としてこなかった原因であると同時に、その結果でもあろう。複数の住宅を所有している場合は、現在使用していない住宅を売却したり、借家に転用して、賃貸収入を得たりすることには何の問題もないであろう。現在住んでいる持家以外には実物資産がない場合でも、戸建て住宅から小規模なマンションへ住替えるなどして、売買で生ずる差額を金融資産に転換するという方法が可能である。

また、持家がない場合や十分な金額の正味資産がない場合に、自分たちがいつまで生きるかわからないために、資産取崩しペースを抑制気味にせざるを得ないのだとしたら、保有金融資産の内訳に関して、終身年金保険型の個人年金の割合を高めることで対処可能である。例えば、現在の資産の一部を一時払いの保険料に充当してしまえば、どれだけ長く生きても、毎年一定の金額を受け取ることができるはずである。

なお、老後の生活資金を賄ううえで、保有資産を取崩していくことに対する、消費者物価の

上昇や公的年金給付におけるマクロスライドの影響については、後で別途検討する。

3——大きな世帯間の格差

以上で述べたことは、厳密には、世帯主が65歳以上の世帯における標準的な世帯である高齢夫婦無職世帯の平均値から言えることであり、必ずしもすべての高齢者世帯に当てはまるとは限らない。他の年齢階層と比べて所得などの面で大きな世帯間格差があるのが高齢者世帯でもある。こうした高齢者世帯における格差の状況について、次に検討することにしたい。

1 | 職業の有無による所得格差

図表-2に示したとおり、世帯主が65歳以上の2人以上世帯においては、無職世帯が70.3%と、内数である高齢夫婦世帯における無職世帯の割合75.7%よりも少し低い数字となっている。両者の違いは未婚の子どもや他の親族が世帯構成員として含まれているかどうか起因しており、未婚の子どもを世帯主が扶養している場合は、世帯主である高齢者が就業している可能性が高くなる。世帯主65歳以上の2人以上世帯において、世帯主が有業者の世帯は29.7%、このうち、9.1%が勤労者世帯、20.6%が自営業などの世帯である。

これらの世帯に関して、「家計調査」において収入データが公表されている勤労者世帯と無職世帯の収入・支出を比較した結果が図表-13である。65歳以上でも勤労者世帯の実収入は39.1万円と、無職世帯全体の22.8万円、高齢夫婦無職世帯の22.3万円とは大きな乖離がある。

〔図表-13〕 世帯主65歳以上世帯の収入と支出
(2007年)

	世帯主65歳以上の二人以上世帯				世帯主65歳以上の単身世帯
	勤労者世帯	無職世帯	高齢者無職世帯		
			高齢者無職世帯	高齢夫婦無職世帯	
世帯人員(人)	2.61	2.37	2.04	2.00	1.00
実収入(円)	390,867	227,658	223,859	223,459	123,986
世帯主収入	200,791	-	-	-	-
公的年金給付	134,004	197,327	206,724	206,567	113,422
非消費支出(円)	52,406	32,416	32,130	32,206	11,373
可処分所得(円)	338,462	195,242	191,729	191,254	112,613
消費支出(円)	301,399	243,143	238,863	237,475	142,042
貯蓄(円)	37,063	-47,902	-47,134	-46,221	-29,429
黒字率(%)	11.0	-24.5	-24.6	-24.2	-26.1

(注) ここでの高齢者世帯とは、男65歳以上、女60歳以上の者のみから成る世帯で少なくとも1人は65歳以上の世帯
(資料) 総務省「家計調査」に基づいて作成

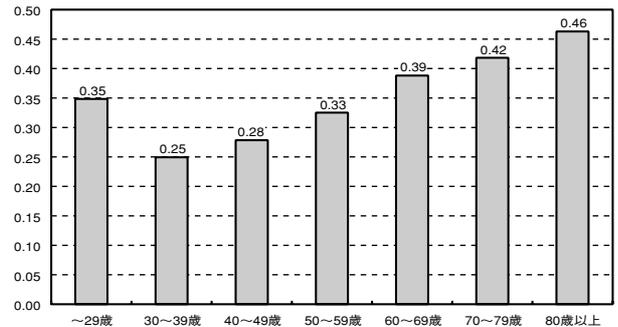
しかも、実収入から非消費支出と消費支出を控除した残余である貯蓄も、無職世帯がマイナスなのに対して、勤労者世帯はプラスの値を示している。65歳以上勤労者世帯の貯蓄率11.0%という水準は、以前よりは低下しており、かつては60歳未満の世帯と同様に20%を超えていた。「日本の高齢者は引退しても資産を取崩さない」という誤解は、数の上では少ない「引退していない高齢者」である勤労者世帯のかつての数字を誤って引用したことで作られたイメージによるものと思われる。

ところで、上で掲げた数字も、世帯主の職業毎に集計した平均値を比較したに過ぎない。すべての世帯の所得水準にどれくらいのばらつきがあるかという意味での、世帯間格差の大きさを測る指標には「ジニ係数」がある。これを年齢階層別に計測すれば、高齢者世帯における所得格差が他の年齢階層と比べて大きいのか、小さいかを知ることができる。

図表-14は、年齢階層毎に所得階層別データが公表されている「国民生活基礎調査」(厚生労働省)を利用して、世帯所得に関するジニ係数を年齢階層別に計測した結果である。これを見ると、ジニ係数が最も低い年齢階層は30歳代であり、それ以降の年齢階層においては、年齢が高くなるほどジニ係数も高くなっている。すな

わち、高齢になるほど同一年齢階層における所得格差が大きくなるということである。先に見たとおり、高齢者世帯の場合、職業に就いているか否かで収入に著しい違いが生じていることを反映したものである。

〔図表-14〕 年齢階層別の世帯所得のジニ係数
(2005年)



(資料) 厚生労働省「国民生活基礎調査」に基づいて作成

そして、高齢化が進行する中で社会全体の所得格差が拡大しているのは、他の年齢階層と比べて同一年齢階層内の格差が大きい高齢者世帯の割合が世帯全体に占める割合が上昇しているからである。

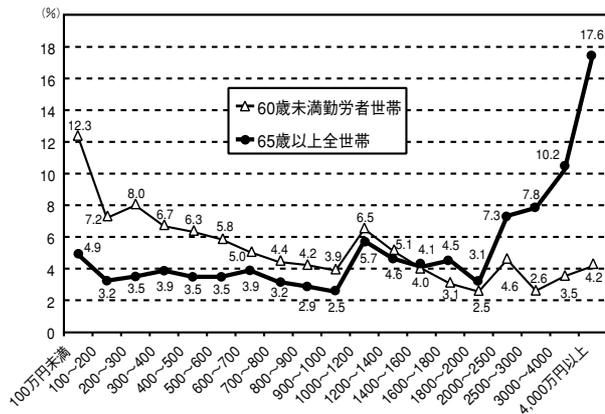
このように高齢者世帯の所得格差が大きいことは、経済状況を平均値だけで論ずるべきでないことを如実に示している。もっとも、複雑なことに、特に高齢者世帯の場合は、所得格差が大きいからと言って、生活水準にも大きな格差があるとは限らない。他の年齢階層と比べて高額な資産を保有しており、仕事をして収入を得なくとも、老後生活を営むのに十分な資産を保有しているという世帯もある、逆に資産が少ないので働いて収入を得ているという世帯もあるからである。

2 | 保有資産の格差

収入については職業別の平均値を比べただけでも、格差自体の存在はすぐに確認できたが、保有資産についてはどうであろうか。

実は、世帯主が65歳以上の2人以上世帯について、職業別に集計された金融資産残高や純金融資産残高の平均値は、驚くほど差が小さい。65歳以上の全世帯の金融資産残高平均値2481万円に対して、勤労者世帯2445万円、自営業等の世帯2901万円、無職世帯2367万円である。

〔図表-15〕 65歳以上世帯と60歳未満世帯における金融資産残高の分布（2007年）



(資料) 総務省「家計調査(貯蓄・負債偏)」に基づいて作成

そこで、世帯主が65歳以上の2人以上世帯を対象に、資産残高階級毎にどれくらいの数の世帯があるのか、世帯分布の状況を構成比で見たのが図表-15である。これを見ると、高齢者世帯の場合は、現役期の勤労者世帯とは反対に、高額な階層に分布が著しく偏っていることが分かる。例えば、4000万円以上の金融資産を保有する世帯は全体の17.6%も存在する。金融資産残高3000万円以上の世帯ならば27.8%、2000万円以上の世帯ならば43.0%である。

保有残高が低い方の世帯に関しては、1000万円未満の世帯は34.9%、200万円未満は8.1%と、60歳未満勤労者世帯の63.9%と19.5%のそれぞれ1/2程度の割合にとどまっている。このように割合は低いとはいえ、保有する金融資産が少ない高齢者世帯が存在するのも事実であるから、問われるべきは、所得と保有資産が両方少ない世帯がどの程度存在するか、そうした世帯の生活水準がどうなっているかであろう。

〔図表-16〕 年収階級と金融資産残高階級の組み合わせで見た高齢夫婦世帯の分布(2004年)

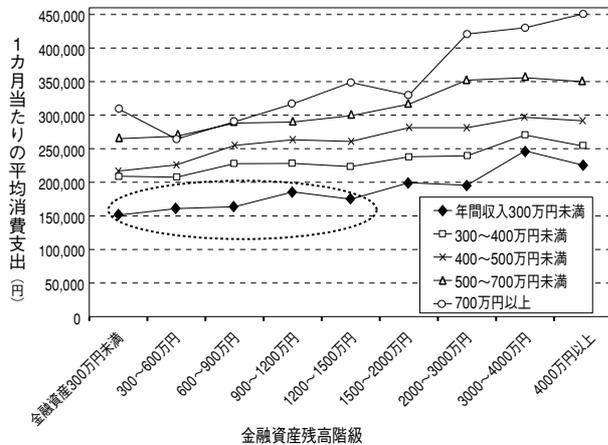
年収階級	金融資産									(小計)
	300万円未満	300~600	600~900	900~1200	1200~1500	1500~2000	2000~3000	3000~4000	4000万円以上	
300万円未満	4.3% (3.1%)	3.7% (2.8%)	2.8% (2.2%)	1.9% (1.5%)	1.7% (1.3%)	1.6% (1.3%)	1.6% (1.3%)	0.7% (0.6%)	0.5% (0.5%)	18.8% (14.7%)
300~400	2.6% (1.8%)	3.3% (2.5%)	3.7% (3.0%)	3.2% (2.5%)	2.6% (2.2%)	3.3% (2.9%)	4.6% (4.1%)	2.1% (1.8%)	2.3% (2.1%)	27.8% (23.0%)
400~500	1.0% (0.6%)	1.7% (0.9%)	1.6% (1.0%)	1.8% (1.3%)	1.5% (1.1%)	2.2% (1.8%)	3.1% (2.3%)	2.4% (1.9%)	3.5% (3.1%)	18.8% (14.0%)
500~700	0.6% (0.3%)	1.3% (0.4%)	1.2% (0.4%)	1.6% (0.7%)	0.9% (0.5%)	1.6% (1.0%)	2.7% (1.6%)	2.2% (1.6%)	4.2% (3.1%)	16.4% (9.5%)
700万円以上	0.3% (0.1%)	0.4% (0.1%)	0.5% (0.0%)	0.6% (0.0%)	0.3% (0.1%)	0.9% (0.2%)	1.4% (0.3%)	1.5% (0.3%)	4.6% (1.1%)	10.6% (2.1%)
(小計)	8.8% (6.0%)	10.3% (6.7%)	9.8% (6.5%)	9.1% (6.1%)	7.1% (5.1%)	9.7% (7.2%)	13.4% (9.6%)	8.9% (6.2%)	15.1% (9.7%)	

(注) 高齢夫婦世帯に対する割合。()内は夫婦ともに無職の世帯。不明の世帯があるため、合計は100%に一致しない。

(資料) 総務省「全国消費実態調査」に基づいて作成

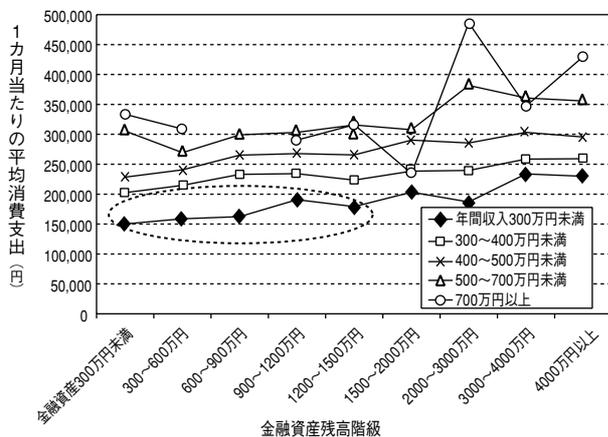
図表-16は、2004年の「全国消費実態調査」(総務省)を利用して(注1)、高齢夫婦世帯を対象に、年収階級と金融資産残高階級の組み合わせによる世帯分布の状況を集計した結果である。表中に印を付したとおり、年収300万円未満の世帯は全体の18.8%を占めるにとどまっている。さらに、金融資産残高1500万円未満という条件を加えると、割合は14.4% (4.3%、3.7%、2.8%、1.9%、1.7%の計) に縮小する。この「年収300万円未満かつ金融資産1500万円未満」という条件は、前節での分析結果を踏まえて設定したものである。「家計調査」ベースの高齢夫婦無職世帯の平均年収は268万円であり、消費に不足する年額55.4万円の資金を24年間にわたって取崩したとすると、累計1330万円となる。高齢夫婦にとって望ましいのは、年収300万円以上(268万円超)、かつ、金融資産1500万円以上(1330万円超)という条件を満たしている場合であろう。逆に言えば、いずれも満たしていない世帯の中に困窮している世帯が含まれている可能性があると考えられる。

【図表-17】 年収階級と金融資産残高階級の組み合わせで見た高齢夫婦世帯の消費(2004年)



(資料) 総務省「全国消費実態調査」に基づいて作成

【図表-18】 年収階級と金融資産残高階級の組み合わせで見た高齢夫婦無職世帯の消費(2004年)



(資料) 総務省「全国消費実態調査」に基づいて作成

そして、図表-16における全45(=5×9)区分の階級について、1カ月当たりの消費額を見たのが、図表-17、18である。図表-17はすべての高齢夫婦世帯を対象とし、図表-18はそのうちの夫婦ともに無職の世帯を対象としている。これらを見ると、消費月額が20万円に達していない世帯と「年収300万円未満かつ金融資産1500万円未満」の世帯とがほぼ一致する。一定水準以上の消費をするためには、十分な所得か、十分な金融資産かのいずれかが必要であり、仮にその消費の水準を20万円に設定すれば、十分だと言える年収は300万円以上、十分だと言える金

融資産は1500万円以上だと解釈できる。

最初にみたように、家計調査における高齢夫婦無職世帯の消費月額平均は23.7万円であり、20万円という水準はその約9割に相当するので、特段に低いという訳ではない。正確に言うならば、平均消費額の9割水準の確保を目標とするのであれば、年収・金融資産のいずれの面でも達成が困難と見られる階層が「年収300万円未満かつ金融資産1500万円未満」ということになる。9割というのは目標水準としてはかなり高めだが、それでも達成困難と見られる階層は14.4%にとどまっている。

つまり、本当に困窮して、低い生活水準を強いられている世帯はこの中のほんの一部であろう。しかも、この階層においても、持家率は77.4%もあり、前述のとおり、現有住宅の一部を金融資産化する方策が残されている。

したがって、現在の高齢者世帯に限れば、所得格差や資産格差はあるものの、大多数は貧しくない生活を無理のない形で送っていると言えるだろう。

4—今後の展望

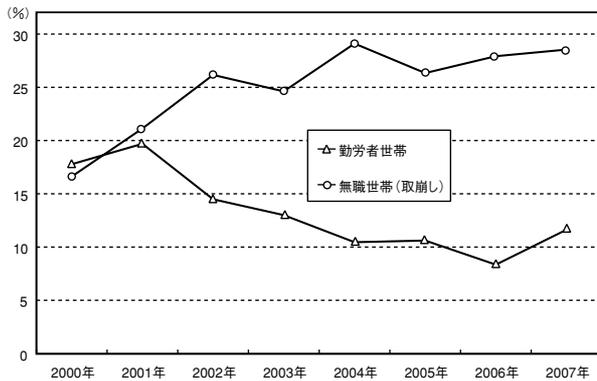
以上で見てきたように、現状では平均値で考えれば、高齢者は65歳時点で将来の支出の不足分をまかなうために必要な金融資産を保有している。高齢者の経済状況はばらつきが大きい、老後生活をまかなうために必要な最低限の資産を蓄積できなかった高齢者の割合は、それほど大きなものではない。しかし、近年の経済社会情勢の変化によって、将来の高齢者は状況が大きく変わる可能性がある。

1 | 公的年金制度変更の影響

第一に、公的年金制度の動向が及ぼす影響が指摘できよう。公的年金の支給開始年齢は徐々

に引き上げられており、2025年度には65歳にならなければ原則として支給されなくなる。年金制度の変更に対応して、高齢者の就業促進がはかられているが、再雇用制度によって引き続き働くことができても、現状では60歳から65歳までの間の所得はそれまでに比べて大幅に減少することが多い。これは、世帯主年齢が60歳以上の世帯の貯蓄率が2000年以降勤労者世帯では低下し、無職世帯ではマイナス幅が拡大している原因のひとつと考えられる。

[図表-19] 世帯主60歳以上世帯の貯蓄率



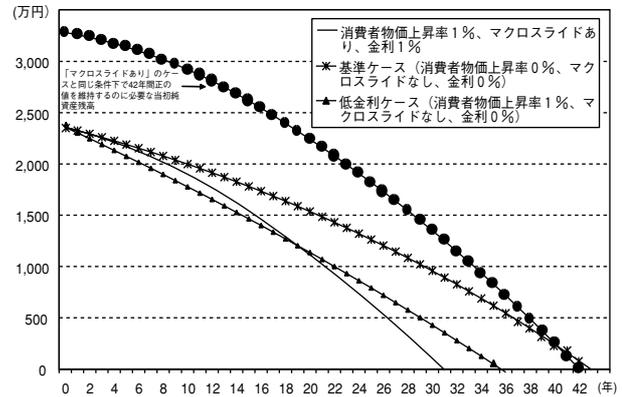
(資料) 総務省「家計調査」に基づいて作成

これまで多くの企業が定年年齢としていた60歳から、公的年金の支給開始までの間の雇用と所得が確保されなければ、所得の不足を補うために金融資産が取崩されるなどして、65歳到達時点の資産が現在よりも低い水準となる恐れがある。

また、公的年金制度についてのレポートで詳述されるように、平成16年度の年金制度改正で、平均寿命の伸びと厚生年金被保険者数の減少を年金支給額に反映する、マクロ経済スライドという方式が導入された。現時点では、スライド調整率は、平均寿命の伸び0.3%分に被保険者数の減少分0.6%を加えた0.9%となっており、毎年の年金の増加率と消費者物価の上昇率の差は最大で0.9%となる。仮に、今後毎年消費者物価上昇率が1.0%となり、すでに給付を受けている高

齢者世帯の年金額が消費者物価上昇率マイナス0.9% (スライド調整率) の年率で変化する状態が2023年まで続き、マクロ経済スライドが終了した後は消費者物価上昇率と同率で受給額が増えると仮定すると、年々の消費額の増えの方が大きいため、高齢者世帯の資産取崩し額は次第に増加し、純金融資産額は30年でゼロになる。逆にマクロ経済スライドを考慮しない場合と同じ期間の42年間の取崩しを可能とするには、3300万円程度の純金融資産が必要となる。

[図表-20] マクロスライドと金利の影響 (資産取崩しに伴う純金融資産残高の変化)



(資料) 当研究所試算

こうした試算結果は、消費者物価上昇率だけでなく、金利水準によっても大きく影響される。以上の試算は、名目金利と消費者物価上昇率が等しく、実質金利はゼロとしたが、例えば実質金利を1%低下させると、金融資産がゼロになる年は7年短くなる。

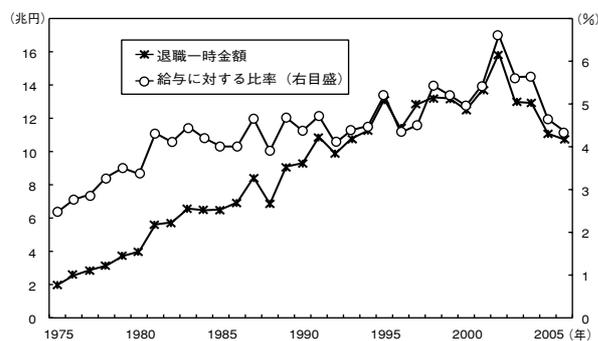
2 | 高齢者雇用の拡大と退職一時金の動向

第二に、これからの高齢者は賃金体系の変化によって、今までのようには貯蓄の積み増しができなくなる可能性がある。60歳未満の世帯に比べて65歳以上の世帯では多額の金融資産を保有する世帯の割合が高いことが示唆するように、高齢者世帯が保有している金融資産のかなりの部分は、企業から支払われる退職一時金によ

て形成されたものである。

退職一時金は、人口高齢化に伴って年間の支払い金額も、給与に対する比率も上昇傾向を辿ってきたが、2002年に金額では約16兆円、給与所得に対する比率も6.6%に達した後、近年は減少傾向にある。この背景には、第二次世界大戦中に生まれた世代がちょうど60歳を迎え、退職一時金の受給対象となる人口が一時的に縮小したことや、景気の回復が続いたためにリストラの動きが弱まり、企業都合による退職金の支払いが減少したことがある。

【図表-21】 退職一時金額と給与に対する比率



(資料) 国税庁「統計年報」に基づいて作成

【図表-22】 退職給付制度の実施状況

年	退職給付制度がある			退職給付制度がない	
	退職一時金制度のみ	退職年金制度のみ	両制度の併用		
1985	89.0	46.2	12.7	30.1	11.0
1989	88.9	43.8	10.0	34.9	11.1
1993	92.0	43.2	17.1	31.7	8.0
1997	88.9	42.2	18.0	28.6	11.1
2003	86.7	40.3	17.0	29.4	13.3

(資料) 厚生労働省「就労条件総合調査」に基づいて作成

しかし、こうした一時的な要因だけではなく、年功賃金体系の見直しに伴う1人当たりの退職一時金額の減額や、退職一時金制度が適用されない非正規雇用者の増大、さらには退職給付制度そのものを採用しない企業の増加など構造的な要因が働いている。また、退職給付制度を採用している企業においても、一時金のみという企業の割合は低下傾向にあり、代って退職年金の

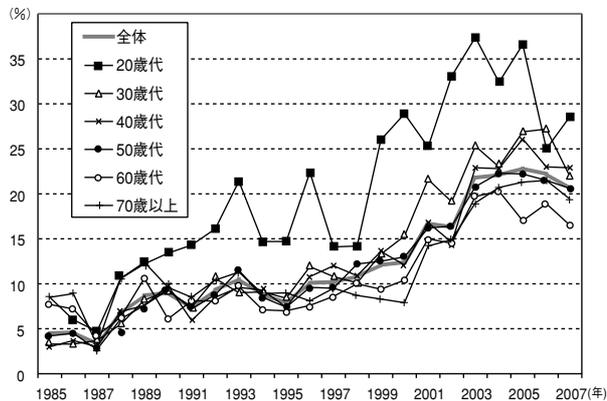
みという企業の割合が上昇傾向にある。高年齢者雇用安定法の施行に際して、高年齢者の雇用継続制度の導入などと同時に退職一時金制度の見直しを行う企業があったことなど、雇用コストの上昇を避けるため、今後も退職一時金が抑制されていく可能性が高い^(注2)。

前述のとおり、人口構造の高齢化に対応して、多くの企業で賃金や就労条件の見直しが行われおり、賃金・雇用制度は年功序列的な色彩が今までよりも薄くなり、賃金カーブもかつてに比べれば傾きが緩やかになっている。少子化のために、今後も若年労働力人口の方が中高年層よりも少ないという状況が続くので、初任給など若年層の賃金の上昇が起こる一方で、中高年層の賃金が抑制されて賃金カーブが水平化していくことが予想される。中高年齢の雇用者の賃金が相対的に下落することによって、老後を迎える直前の時期にこれまでよりも金融資産の形成が進まなくなることが考えられるだろう。高齢化に対応した社会保険料の引き上げによって現役世代の負担が高まり、貯蓄の余力が低下することも、こうした変化を助長する要因である。

3 | 若年の格差拡大とその影響

平均的には十分な資産の形成が可能でも、世代内の経済格差の拡大によって、これまでよりも資産の蓄積ができないまま引退時期を迎える高齢者が増加する可能性がある。既に述べたように、わが国では近年ジニ係数の上昇傾向が指摘されており、この大きな原因は、高齢化によって元々経済的格差の大きい高齢者が総人口に占める割合が高まっていることであるが、30歳未満の若い世代では同じ年齢層の内部でも所得格差が拡大する動きも見られる。パート労働者、派遣労働者やフリーターなど、いわゆる非正規雇用者の拡大によって、相対的に所得の低い雇用者が増加したことが原因と見られている。

[図表-23] 金融資産を保有しない世帯の割合



(資料) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関するアンケート調査」に基づいて作成

「家計の金融行動に関するアンケート調査」(金融広報中央委員会)によれば、金融資産を保有しない世帯の割合は、1985年には全体の4.5%に過ぎなかったが、2007年には20.6%にも達している。高齢者世帯の中では資産の取崩しによって金融資産を保有しない世帯の割合が上昇していることが考えられる。これだけでなく、若年層で金融資産を保有しない世帯の割合の上昇が見られることは、所得格差の拡大が原因の一つとなっているだろう。もちろん、近年の金融資産を保有していない世帯の増加には、超低金利の持続や景気の低迷、統計調査環境の悪化など、格差以外の要因が大きく影響している。

バブル崩壊後の長期低迷期にフリーターなどの非正規雇用者となっていた若年労働者は、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを受けられないままに非熟練労働者として所得水準の低い職に留まったまま年齢を重ねていく恐れがある。こうした人々の世帯では、所得水準が低いために貯蓄を行う余裕があまりなく、65歳に達した時点までに必ずしも十分な資産を形成しえない恐れが大きい。

また、非正規雇用者には厚生年金の適用がなく、国民年金へは未加入や未納であるケースも多く、保険料免除者も含めて、将来受給できる年金額が平均よりもはるかに低いものとなって

しまう可能性が高い。かりに厚生年金に加入していたとしても、低所得者に対する報酬比例部分の給付は低水準に留まるので、受給できる年金額が相対的に少なくなる。このように、若年層における雇用と所得の格差が公的年金給付や前述の資産形成に波及すると、将来、高齢者の所得や資産格差の拡大となって現れてくることになり、現在でも大きい高齢者内部での経済力のばらつきをさらに拡大させる可能性が高い。

4 | 高齢者世帯の変化傾向

15年後の高齢者世帯の家計像を予想するために、2007年と15年前となる1992年の状況を比較し、どのような変化が起こったか見てみよう。

[図表-24] 2007年と1992年の高齢夫婦無職世帯の比較

	2007年	1992年	差
実収入	224,433 (223,459)	229,756	-5,323
社会保障給付	208,418 (207,574)	197,726	10,692
勤め先収入	2,700 (2,678)	4,225	-1,525
事業・内職収入	3,584 (3,483)	3,669	-85
財産所得等	3,323 (3,897)	14,487	-11,164
特別収入	5,840 (5,828)	9,649	-3,809
非消費支出	32,189 (32,206)	17,134	15,055
可処分所得	192,245 (191,254)	212,622	-20,377
消費支出	237,314 (237,475)	224,839	12,475
うち保健医療	16,368 (16,396)	9,020	7,348
うち交通・通信	22,147 (22,256)	16,330	5,817
貯蓄	-45,070 (-46,221)	-12,216	-32,854
貯蓄率 (%)	-23.4 (-24.2)	-5.7	-17.7

(注) () 内のみ農林漁家世帯を除く計数
(資料) 総務省「家計調査年報」に基づいて作成

実収入はこの15年間で1ヶ月当たり5千円ほど減少しているが、金利が大幅に低下したことによって利子など財産所得が大きく減少したことが大きな原因である。可処分所得は、2万円の減少となっているが非消費支出が1.5万円の増加となっていることが大きな原因だ。

一方、消費支出は1.2万円の増加となっているが、保健医療費が7千円、交通・通信費が6千円弱増加したことが原因だ。結果として金融資産

などの取崩しは3.3万円増加し、貯蓄率は大きくマイナス幅が拡大している。介護保険制度の導入などで非消費支出が増加した一方、医療・介護の自己負担増などで保健医療費の支出が増加しているものと考えられる。

高齢化の進展にともない、医療・介護の保険料引き上げや自己負担の増加による費用の抑制という傾向は続くと考えられる。高齢者世帯の非消費支出の増加による可処分所得の減少と医療費の増加による消費支出の増加傾向が続く可能性が高く、資産の取崩し幅が拡大する要因となるだろう。

5—むすび

現在の高齢者世帯を平均で見れば、無職となって年金生活に入った後は金融資産の取崩しを行っており、貯蓄率は大幅なマイナスになっている。これには十分な裏付けがあり、高齢者世帯の平均の消費額と金融資産額から計算すると、100歳を超えるまでの期間の資産取崩しをまかなうことができる。

しかし、高齢者の経済状況は若年層に比べてより格差が大きい。仕事について収入があるかどうかは高齢者世帯の所得に大きな影響を与える。また、公的年金を主な収入源となる無職となった後の経済状況を比較しても、受給できる年金額が低く、かつ保有している資産も少ないという高齢者世帯も1割程度いる。病気や寝たきりと言った状況になると、医療費や介護費用の支出が増加し、金融資産の取崩し幅が大きくなる。平均的な額の資産を保有していても、長期間の資産取崩しを十分にまかなえなくなることもありうるだろう。

さらに、本レポートでは取り上げなかったが、結婚して子供を育て、子供の独立によって夫婦のみの世帯となり、配偶者の死亡によって単身

世帯となるという、これまで標準的と考えられてきたライフコースをたどらない人々が増加している。例えば、夫婦として十分な資産を蓄積する前に離婚してしまった人や生涯結婚しない人が高齢に達した時は、夫婦世帯と比べれば当然のこととしても、高齢になってから配偶者と死別した単身者と比較しても、公的年金受給額や保有資産額が低いものとなる公算が高い。配偶者の死亡によって単身者になった人（現役時は被扶養者）の場合は、自分の老齢基礎年金だけでなく、配偶者が生前に受給していた老齢厚生年金の3/4相当額を遺族厚生年金として受給できるし、夫婦ふたりで蓄えた資産については、そのまま継承していると考えられるからである。これらは早期に離婚した人や生涯独身の人には、いずれも当てはまらないことであろう。

現在の社会保障制度は、こうした人々の増加を必ずしも念頭においておらず、対応が必要となるだろう。

-
- (注1) 「家計調査」における2004年の高齢夫婦無職世帯の金融資産残高は2423万円、純金融資産残高は2366万円と、2007年との差はそれぞれ22万円と8万円とわずかである。2004年の「全国消費実態調査」と2007年の「家計調査」の調査結果に対する調査時点の違いによる影響は軽微である。
- (注2) 雇用に関わる総コストの抑制を目的として制度変更が実施されていることを考えれば、給付総額が減額されているとみられ、生涯に支払われる賃金や企業年金、退職一時金の総額は不変で、かつ、退職一時金として支払われる部分のみが減額されるケースは少ないであろう。